

農林水産部請負工事成績評定公表要領

制 定 平成21年10月 1日青農水第641号

一部改正 平成23年11月22日青農水第871号

一部改正 平成26年3月27日青農水第1190号

(目的)

第1条 この要領は、「農林水産部請負工事成績評定要領」（平成21年10月1日付け青農水第641号）第9条に規定する評定結果の公表に関する事項を定めるものである。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、農林水産部請負工事成績評定通知要領（平成21年10月1日付け青農水第641号。以下「評定通知要領」という。）第2条に規定する工事成績評定通知書及び項目別評定表、評定通知要領第3条第1項に規定する工事成績評定に係る説明請求書並びに評定通知要領第4条第1項に規定する工事成績評定に係る説明書とする。

(公表の時期)

第3条 公表の時期は、評定通知要領第2条の規定により受注者に通知を行った日から14日経過後速やかに公表するものとする。ただし、評定通知要領第3条第1項の規定により受注者から説明請求があったときは、同要領第4条第1項の規定により受注者に回答をした日以後速やかに公表するものとする。

(公表の方法及び期間)

第4条 公表は、部内各課、地域県民局地域農林水産部、営農大学校又は病虫害防除所において、当該工事に係る第2条に規定する書類の写し（以下「評定通知書類」という。）を閲覧に供して行うものとする。なお、閲覧手続きは不要とする。

2 公表の期間は、公表を行った日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(閲覧場所等)

第5条 部内各課長、地域県民局地域農林水産部長、営農大学校長並びに病虫害防除所長は、任意の場所を閲覧場所として設定するものとする。なお、評定通知書類の管理は、当該工事を所管する所属の担当グループ（出先機関（病虫害防除所を除き、下部機関を含む。）にあっては担当課、病虫害防除所にあっては担当者）が行うものとする。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。